

第1章 はじめに

1 都市計画マスタープランの基本的事項

(1) 都市計画マスタープランとは

「都市計画マスタープラン」とは、都市計画法に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。

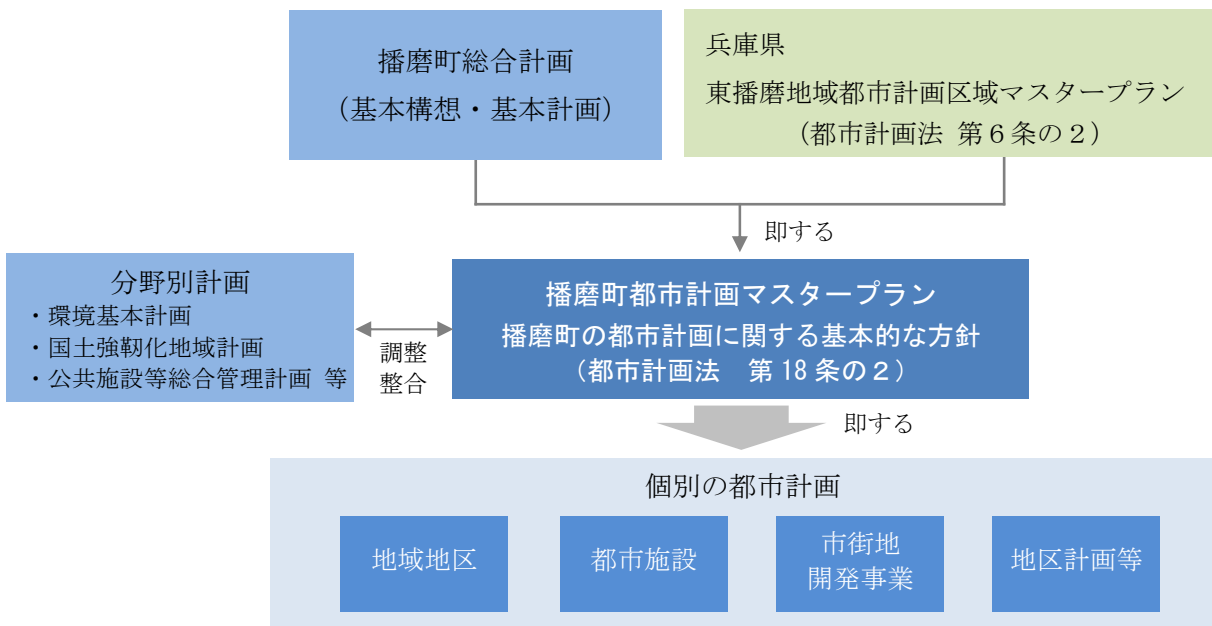
播磨町の最上位計画である「播磨町総合計画」に基づき、都市計画区域におけるより具体的な都市づくりの方針を定めるものが都市計画マスタープランです。

具体的な都市計画の決定や、土地利用、開発行為等の規制誘導、地域のまちづくりの推進などの取組は、この都市計画マスタープランに基づいて進められます。

(2) 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランの位置づけは下図のとおりです。

都市計画マスタープランは、播磨町のまちづくりにかかるすべての計画の基本となる播磨町総合計画および兵庫県が策定する東播磨地域都市計画区域マスタープラン（東播都市計画区域における土地利用や主要な都市計画の決定の方針などを体系的、総合的に示す「東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」）に即して定めることとされています。



(3) 策定の背景

播磨町では、平成10年3月に「住」と近代産業の「場」が共存・調和し、未来を拓く魅力ある職住交流文化都市・播磨」を将来像とする播磨町都市計画マスタープランを策定し、平成24年3月には、社会経済情勢等の変化に対応するため、新たな将来像を「閑静な住環境、緑の豊かさ、歴史・文化的な魅力、交通便利性など、町の“強み”が人を引きつける、未来につながる人間都市・播磨」とした計画の見直しを行いました。

その後、さらに10年が経過し、世界的にSDGsが未来を考える際の重要なテーマとなり、コロナ禍を経て社会の在り方が変わろうとしている中、日本においては、人口減少・少子高齢化社会の到来や厳しさを増す財政状況など右肩上がりの成長社会から成熟社会への転換を踏まえた経済・社会システムの見直しが求められています。また、地域活力の維持・発展に向けて、誰もが暮らしやすい、活動しやすいまちづくりを進める必要性が高まっています。

兵庫県においては令和3年に「東播磨都市計画区域マスタープラン」が改定され、播磨町においては目標年次が令和12年の「いいとこいっぱい！ 笑顔いっぱい！ みんなでつくる ふるさと はりま」を将来像とする「第5次播磨町総合計画」を策定しました。

これらを踏まえた都市計画の基本的な方針として、実行・実現性のあるまちづくりを推進するため、播磨町都市計画マスタープランの見直しを行うものです。

2 目標年次と計画範囲

(1) 計画期間

都市計画マスタープランは、おおむね20年先の都市の姿を見据えながら、今後10年間で優先的に整備するものを整備の目標として示すことが望ましいとされています。計画には土地利用や都市基盤施設、地域のまちづくりの方針などを定めていますが、いずれも実現するには相当程度の時間を要するものばかりで、長期的な視点を持って継続的に取り組むことが求められます。

このため、本都市計画マスタープランで示す都市づくり・まちづくりの方針は、20年先の都市の姿を展望する中で、策定から10年後の令和14年（2032年）を目標年次とします。

(2) 計画範囲

都市計画マスタープランは、原則として都市計画区域を対象に策定するものです。播磨町は全域が東播磨都市計画区域に含まれるため、播磨町全域を計画範囲とします。

3 計画の構成

第1章 はじめに	都市計画マスタープランの基本的事項、目標年次と計画範囲、計画の構成
第2章 播磨町の現状と計画の背景	播磨町の概況、上位・関連計画、都市づくりに関する社会潮流
第3章 目指すべき都市の将来像	都市づくりの課題、播磨町を目指す将来像、都市づくりの目標、将来人口、将来都市構造、都市づくりの基本方針
第4章 都市づくりの方針	土地利用、都市交通、都市環境および自然的環境、市街地整備、都市防災、景観形成等に関する方針
第5章 地域づくりの方針	地域区分の考え方、北部地域、中部地域、南部地域の方針
第6章 計画の実現化方策	住民・事業者・行政の協働によるまちづくりの推進、効率的な都市計画行政の推進、都市計画マスタープランの進行管理